

令和6年度 第5回教育本部理事会

令和6年（2024年）7月11日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
525 公認スキーバッジテスト規程 (定義) 第1条 公認スキーバッジテストは、技術レベルを知ること で進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技 能テストである。 (バッジテストの種類) 第2条 公認スキーバッジテストは、次の各号に掲げるとお りとする。 (1) プライズテスト (2) 級別テスト (3) ジュニアテスト (4) 夏期実施の公認スキーバッジテストについては、別に定 める。 (指導活動の禁止) 第3条 公認スキーバッジテストは技能テストであるため、 指導者資格と異なり、取得者はスキーの指導活動を行うこ とができない。 (テストの成立) 第4条 公認スキーバッジテストの成立は、各テストで定め られた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しな かった場合は、中止又は延期する。 I プライズテスト (趣旨) 第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテ スト（以下「プライズテスト」という。）について、必要な 事項を定める。 (実施) 第6条 プライズテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体 の主管で行う。 2 加盟団体長が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認 スキー学校に委託することができる。 3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟 団体と合同で開催することができる。 4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催 主管は日本国外での実施も可能とする。 (公示) 第7条 プライズテストの実施要項は、本連盟の主催主管は 本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示す る。 (検定員) 第8条 プライズテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟 団体長から委嘱された公認スキーA級検定員または公認ス キーB級検定員の資格を有する検定員3名以上で行う。 <u>2 主任検定員は、公認スキーA級検定員でなければならな い。</u>	525 公認スキーバッジテスト規程 (定義) 第1条 公認スキーバッジテストは、技術レベルを知ること で進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技 能テストである。 (バッジテストの種類) 第2条 公認スキーバッジテストは、次の各号に掲げるとお りとする。 (1) プライズテスト (2) 級別テスト (3) ジュニアテスト (4) 夏期バッジテスト <u>(5) オンラインバッジテスト</u> <u>2 前項(4)(5)については、別に定める。</u> (指導活動の禁止) 第3条 公認スキーバッジテストは技能テストであるため、 指導者資格と異なり、取得者はスキーの指導活動を行うこ とができない。 (テストの成立) 第4条 公認スキーバッジテストの成立は、各テストで定め られた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しな かった場合は、中止又は延期する。 I プライズテスト (趣旨) 第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテ スト（以下「プライズテスト」という。）について、必要な 事項を定める。 (実施) 第6条 プライズテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体 の主管で行う。 2 加盟団体長が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認 スキー学校に委託することができる。 3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟 団体と合同で開催することができる。 4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催 主管は日本国外での実施も可能とする。 (公示) 第7条 プライズテストの実施要項は、本連盟の主催主管は 本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示す る。 (検定員) 第8条 プライズテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟 団体長から委嘱された、有効な公認スキー検定員資格を有 する主任検定員及び検定員が実施する。 <u>2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場 となるスキー場にいること。</u> <u>3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおり とする。</u>	(5)を追加 内規については2項とし た 2項は責務 3項は資格要件と人員

(会期) 第9条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ1日を原則とし、天候の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。 2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。 (テスト基準及び実施要領) 第10条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。 (受検資格) 第11条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。 (1) プライズテストは年齢制限を設けない。 (2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。 (3) テクニカルプライズテストを受検する者は、スキー級別テスト1級を取得していること。 (4) クラウンプライズテストを受検する者は、スキーテクニカルプライズを取得していること。 (5) 各プライズの事前講習2単位・4時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。 (6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。 (受検手続) 第12条 プライズテスト受検者は、本連盟又は主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。 2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しないこととする。 (合格者の手続) 第13条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とならない。 (結果の報告) 第14条 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月<u>末</u>日までに本連盟に報告しなければならない。 II 級別テスト (趣旨) 第15条 級別テストについて、必要な事項を定める。 (実施) 第16条 級別テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。 2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12月15日までに加盟団体長の承認を得る。また、12月15日までに申請が間に合わなかった場合は、2月15日までに加盟団体長の承認を得る。 3 3級、4級及び5級は、加盟団体長又は地区連盟のある地域は、地区連盟長の承認を得て随時開催できる。 4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。 (公示) 第17条 級別テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。 (検定員) 第18条 級別テストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された公認スキー検定員資格を有する<u>検定員3名以上で行う。ただし3級、4級、5級の検定は実践講習テストとし、受検者数に応じて公認スキー検定員(講師)1名以上で行う。</u>	(会期) 第9条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ1日を原則とし、天候の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。 2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。 (テスト基準及び実施要領) 第10条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。 (受検資格) 第11条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。 (1) プライズテストは年齢制限を設けない。 (2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。 (3) テクニカルプライズテストを受検する者は、スキー級別テスト1級を取得していること。 (4) クラウンプライズテストを受検する者は、スキーテクニカルプライズを取得していること。 (5) 各プライズの事前講習2単位・4時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。 (6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。 (受検手続) 第12条 プライズテスト受検者は、本連盟又は主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。 2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しない。 (合格者の手続) 第13条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とならない。 (結果の報告) 第14条 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月<u>31日</u> <u>(土日祝日の場合は前営業日)</u> までに本連盟に報告しなければならない。 II 級別テスト (趣旨) 第15条 級別テストについて、必要な事項を定める。 (実施) 第16条 級別テストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。 2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12月15日 <u>(土日祝日の場合は前営業日)</u> までに加盟団体長の承認を得る。また、12月15日までに申請が間に合わなかった場合は、2月15日 <u>(土日祝日の場合は前営業日)</u> までに加盟団体長の承認を得る。 3 3級、4級及び5級は、加盟団体長又は地区連盟のある地域は、地区連盟長の承認を得て随時開催できる。 4 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。 (公示) 第17条 級別テストの実施要項は、本連盟の主催主管は本連盟が公示し、加盟団体の主管は主管加盟団体が公示する。 (検定員) 第18条 級別テストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された、<u>有効な</u>公認スキー検定員資格を有する<u>主任検定員及び検定員が実施する。</u> <u>2 主任検定員は、テストを監督する責任があり、テスト会場</u>	文言整理 2項は責務
---	---	--------------------------

2 主任検定員は、公認スキーA級検定員か公認スキーB級検定員でなければならない。 (テスト基準及び実施要領) 第19条 級別テストは、スキーの実技について行い、1級から5級までの5段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格) 第20条 級別テスト受検者は、次の各号に掲げる事項に該当しなければならない。 (1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。ただし、1級受検者は2級取得者でなければならない。 (2) 1級受検者は、事前講習1単位・2時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。 (3) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。 (受検手続) 第21条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出する。 (合格者の手続) 第22条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。 2 級別テスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の暫定登録をしなければならない。 (結果の報告) 第23条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。 2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月末日までに本連盟に報告しなければならない。 III ジュニアテスト (趣旨) 第24条 ジュニアテストについて、必要な事項を定める。 (実施) 第25条 ジュニアテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。 2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、加盟団体長の承認を得るものとする。 3 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。 (公示) 第26条 ジュニアテストの実施要項は、主管加盟団体が公示する。 (検定員) 第27条 ジュニアテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された公認スキー検定員資格を有する検定員1名以上で行うことを原則とする。 (テスト基準及び実施要領) 第28条 ジュニアテストは、スキーの実技について行い、1級から6級までの6段階に分け、そのテスト基準及び実施要領について必要な事項は、実施する本連盟又は加盟団体において別に定める。 (受検資格) 第29条 ジュニアテスト受検者は、12歳以下(小学生以下)とする。 (受検手続)	<u>となるスキー場にいること。</u> 3 主任検定員及び検定員の資格要件と人員は別表のとおりとする。 (テスト基準及び実施要領) 第19条 級別テストは、スキーの実技について行い、1級から5級までの5段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。 (受検資格) 第20条 級別テスト受検者は、次の各号に掲げる事項に該当しなければならない。 (1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。ただし、1級受検者は2級取得者でなければならない。 (2) 1級受検者は、事前講習1単位・2時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。 (3) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。 (受検手続) 第21条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出する。 (合格者の手続) 第22条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。 2 級別テスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の暫定登録をしなければならない。 (結果の報告) 第23条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。 2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。 III ジュニアテスト (趣旨) 第24条 ジュニアテストについて、必要な事項を定める。 (実施) 第25条 ジュニアテストは、本連盟の主催主管又は加盟団体の主管で行う。 2 開催を希望する公認スキー学校、公認スキー教室、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、加盟団体長の承認を得るものとする。 3 加盟団体の主管は、日本国内のみの実施とし、本連盟主催主管は日本国外での実施も可能とする。 (公示) 第26条 ジュニアテストの実施要項は、主管加盟団体が公示する。 (検定員) 第27条 ジュニアテストは、本連盟教育本部長又は主管加盟団体長から委嘱された公認スキー検定員資格を有する検定員1名以上で行うことを原則とする。 (テスト基準及び実施要領) 第28条 ジュニアテストは、スキーの実技について行い、1級から6級までの6段階に分け、そのテスト基準及び実施要領について必要な事項は、実施する本連盟又は加盟団体において別に定める。 (受検資格) 第29条 ジュニアテスト受検者は、12歳以下(小学生以下)とする。 (受検手続)	3項は資格要件と人員
---	--	------------

第30条 ジュニアテスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体へ提出する。 (合格者の手続) 第31条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とならない。 (結果の報告) 第32条 ジュニアテストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。 2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月末日までに本連盟に報告しなければならない。 (規程の改廃) 第33条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。	第30条 ジュニアテスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体へ提出する。 (合格者の手続) 第31条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とならない。 (結果の報告) 第32条 ジュニアテストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。 2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本連盟に報告しなければならない。 (規程の改廃) 第33条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。	
昭和58年 8月 改訂 昭和59年 8月 改訂 昭和61年 5月 改訂 昭和62年 9月 改訂 平成元年 6月 改訂 平成 2年11月 改訂 平成 2年10月 改正 平成 5年 6月26日 改正 平成 7年10月13日 改正 平成 9年12月10日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年 9月20日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年 7月12日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成19年 7月 5日 改正 平成21年 9月18日 改正 平成22年 8月31日 改正 平成23年 9月20日 改正 平成23年12月16日 改正 平成25年 7月 9日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成29年 7月15日 改正 平成29年 8月22日 改正 平成30年 7月 2日 改正 令和 4年 9月26日 改正 令和 5年 9月14日 改正	昭和58年 8月 改訂 昭和59年 8月 改訂 昭和61年 5月 改訂 昭和62年 9月 改訂 平成元年 6月 改訂 平成 2年11月 改訂 平成 2年10月 改正 平成 5年 6月26日 改正 平成 7年10月13日 改正 平成 9年12月10日 改正 平成11年10月18日 改正 平成12年 9月20日 改正 平成12年10月26日 改正 平成15年 7月12日 改正 平成18年11月 1日 改正 平成19年 7月 5日 改正 平成21年 9月18日 改正 平成22年 8月31日 改正 平成23年 9月20日 改正 平成23年12月16日 改正 平成25年 7月 9日 改正 平成26年 7月15日 改正 平成29年 7月15日 改正 平成29年 8月22日 改正 平成30年 7月 2日 改正 令和 4年 9月26日 改正 令和 5年 9月14日 改正 <u>令和 6年 7月11日 改正</u>	